



町田市立町田第三中学校

三 中 News

第2号

令和6年 4月19日 発行

町田市本町田1853番地
電話 042(722)6095
FAX 042(721)4386
ホームページもご覧ください。

<http://www.machida-ky.ed.jp/j-machida3/>
「町田第三中学校」で検索

相談シートについて 保護者の皆様へ

日頃より、本校の教育活動に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。本校では、お子様が心と体を大切に守り、充実した学校生活を送ることができるように、努めております。

お子様が、悩みや不安がある際は、いつでも学校に相談することができます。

しかし、周囲の大人に相談しにくい、直接話すことができないなどあった場合は、一人で抱え込まずに、相談シートを活用し、相談することができます。

御家庭におかれましては、学校生活における出来事について話し合う機会をもってください。お子様が「痛い」「恐いな」「おかしいな」「モヤモヤするな」「イヤだな」と感じる事があれば、学校に御相談いただくか、相談シートや各種相談窓口を御利用ください。相談シートは、性暴力等だけでなく、体罰等に関する相談も記載することができるようになっております。

私たち教職員は、今後も児童・生徒の心と体を大切に守り、充実した学校生活を送れるようにしてまいります。保護者の皆さまにおかれましては、本校の教育活動に御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口
(保護者の方も相談できます。)

令和6年4月
町田市立町田第三中学校
校長 大石 眞二

※電話やメール以外の方法で相談したいときは、次のページの手紙を使って相談することもできます。

相談シート 中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部版）

生徒のみなさんが性暴力やセクハラ被害を受けることはあってはならないことです。性暴力は、身体に対する暴力に限られませんし、親しい人からされる場合もあります。学校生活の中で大人からされておかしいな、モヤモヤするな、イヤだなと思って、話したいことがあったらこのシートに書いて、送ることもできます。

<誰のことを話したいですか。>

- 1 自分のこと 2 友達のこと（ 年 組 さん ）

<どんなことですか。当てはまる番号を○で囲んでください。>

- 1 体をさわられた。 2 着がえているところやトイレをのぞかれた。
3 個人的なやり取りのため、連絡先の交換を求められた。
4 用事もないのに自分一人だけ密室になるような場所に呼び出される。
5 食事や自宅にしつこく誘われる。 6 恋愛対象として見ていると伝えられた。
7 叩かれたり、蹴られたり、突き飛ばされたりした。 8 傷つく言葉を言われた。
9 机を蹴られるなど恐怖感を与えられた。
10 それ以外（)

<誰からされましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。>

- 1 知らない人 2 学校の先生（ 先生）
3 それ以外の人（)

<いつ、ありましたか。当てはまる番号を○で囲んでください。>

- 1 授業中 2 休み時間や放課後 3 プールや体育の着替えの時間
4 部活動中 5 土・日曜日等の休日
6 それ以外（どんな場面？)

ひとりで抱え込まないで、
信頼できる大人に話してみましよう。
あなたは決して悪くありません。



町田市立町田第三中学校

年 組 名前

名前は書きたくなければ匿名での提出も可能です。

内側に折る

内側に折る

の り し ろ

の り し ろ

学校生活の中で困ったことがあったら、信頼できる大人
(養護教諭、スクールカウンセラー等)にも相談できます。
もし自分の知っている人に相談したくないときは、以下の
相談先に相談できます。

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための 第三者相談窓口

電話相談受付時間

月、火、木曜日：午後3時から6時まで
土曜日：午前9時から正午まで

※各曜日で男性・女性どちらかの弁護士が対応します。

※当番弁護士は下記のホームページで御確認ください。

「東京都教育委員会」 「児童・生徒性暴力防止」で検索するか、
右のQRコードで検索してください。



メールアドレス

k.tsuho-soudan@section.metro.tokyo.jp



この相談シートはインターネットでも回答できます。



右のQRコードで検索してください。



差出有効期間
2026年3月
31日まで
(切手不要)

163-8001

434

東京都新宿区西新宿2-8-1

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための
第三者相談窓口 行

(体罰等に関する相談もこちらのシートで受け付けできます。)

※電話やメール以外の方法で相談したいときは、この手
紙を使って相談することもできます。